

【返戻金制度】

採用決定者が入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、紹介者は採用企業に対し次の基準で報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が当該雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

- ① 入社1ヶ月未満の場合：報酬の100%
- ② 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：報酬の50%
- ③ 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：報酬の20%